その他告示

○宮内庁告示第十号

天皇陛下は，愛知県において開催される愛知・名古屋二〇二六アジアパラ競技大会に御臨場のため、十月十八日から同月十九日まで同県へ行幸になる。

令和八年九月十八日

宮内庁長官　黒田武一郎

○総務省告示第三百四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年九月十八日

総務大臣　林　芳正

政党 政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
いのちの党	代表者の氏名	山本　譲司	山本　太郎	（令和）八、七、三一
	政治団体の名称	いのちの党	れいわ新選組	八、八、六
社会民主党	会計責任者の氏名	牛越　元	中島　修	八、五、一三
中道改革連合	会計責任者の氏名	階　猛	豊原　昭二	八、六、一八

○総務省告示第三百四十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年九月十八日

総務大臣　林　芳正

一　名　　称　令和八年度国際平和協力訓練参加部隊
二　国外派遣期間　令和八年九月二十日から令和八年九月二十六日まで
三　派遣人数（概数）　十人程度
四　派遣地域　インドネシア共和国

○経済産業省告示第百十八号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

令和八年九月十八日

経済産業大臣　赤澤　亮正

災害名	地域	指定の期間
令和八年七月十七日から十八日にかけての大雨に伴う災害	栃木県	令和八年七月十七日から令和八年十二月十七日まで
	足利市	

○経済産業省告示第百十九号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和八年経済産業省告示第九十九号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年九月十八日

経済産業大臣　赤澤　亮正

災害名	地域	指定の期間
令和八年熊本地震	熊本県	令和八年七月二十八日から令和八年十二月十七日まで
	熊本市 八代市 人吉市 荒尾市	

水俣市
玉名市
山鹿市
菊池市
宇土市
上天草市
宇城市
阿蘇市
天草市
合志市
下益城郡美里町
玉名郡玉東町
玉名郡南関町
玉名郡長洲町
玉名郡和水町
菊池郡大津町
菊池郡菊陽町
阿蘇郡南小国町
阿蘇郡小国町
阿蘇郡産山村
阿蘇郡高森町
阿蘇郡西原村
阿蘇郡南阿蘇村
上益城郡御船町
上益城郡嘉島町
上益城郡益城町
上益城郡甲佐町
上益城郡山都町
八代郡氷川町
葦北郡芦北町
葦北郡津奈木町
球磨郡錦町
球磨郡多良木町
球磨郡湯前町
球磨郡水上村
球磨郡相良村
球磨郡五木村
球磨郡山江村
球磨郡球磨村
球磨郡あさぎり町
天草郡苓北町